

令和5年5月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井 康之  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」  
にかかる疑義解釈資料の送付について（その3）

日本医師会より、標記に関して、令和5年5月17日付事務連絡で、疑義解釈が示されたとの連絡がありました。

今般の疑義解釈資料においては、保険医が新型コロナウイルス感染症治療薬についての処方箋を交付する際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号をできる限り記載すること等が示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和5年5月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その3）

問1 保険医が新型コロナウイルス感染症治療薬（ラゲブリオカプセル 200mg、パキロビッドパック 600 及びパキロビッドパック 300、ゾコーバ錠 125mg、ベクルリー点滴静注用 100mg。以下同じ。）についての処方箋を交付する際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号を記載する必要はあるか。

(答) できる限り記載すること。なお、記載にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発 0320 第1号厚生労働省保険局医療課長通知。以下、「令和5年3月20日医療課長通知」という。）を参照すること。

問2 保険薬局において新型コロナウイルス感染症治療薬が処方された処方箋を受け付けた際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号の記載がない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正。) のとおり、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤料に係る費用は全額公費支援の対象とされている。

したがって、処方箋に公費負担者番号等の記載がない場合であっても、令和5年3月20日医療課長通知を踏まえ、保険薬局において公費負担者番号等を調剤報酬明細書へ記載するなど、一部負担金の計算を含めて適切に費用の請求について取り扱われたい。

(参考)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う 医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正。)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001097047.pdf>

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保険局医療課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001077088.pdf>

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001